

# 茨城県立茨城東高等学校 危機管理マニュアル



令和5年8月改訂版

# 茨城東高等学校危機管理マニュアル

令和5年8月改定

はじめに・・・ **全教職員の共通理解を図るために**

## (1) 防災とは？

災害が発生した時に、被害を未然（最小限）に食い止め、安全の確保及び事態の早期収拾を図るための各種行為、施策、取り組みのこと。

## (2) 「防災」には3つの段階があります



## (3) いざという時のキーワード

「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」

「正常化の偏見」(※)

「二次災害」

情報の質を高める5W・1H  
(誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように)

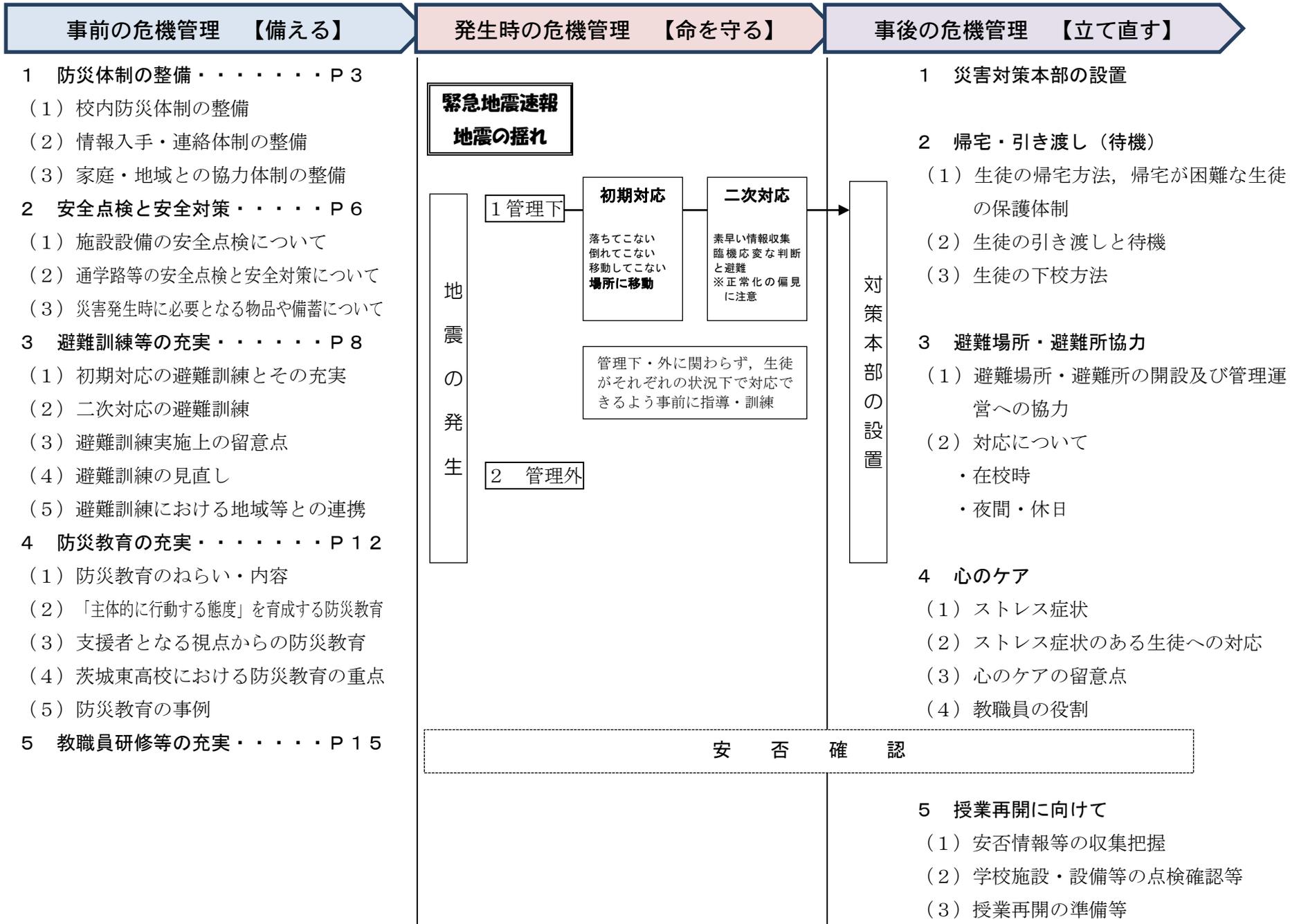
### (※)「正常化の偏見」

人には、自分の身に迫っている危険を、根拠なく過小評価してしまう性質があると言われています。(正常化の偏見)

「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらします。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始する事が求められます。

事件・事故は、いつでも・だれでも・どこにでも 起こり得ることです。

# 茨城東高等学校における地震災害を軸とした防災のフローチャート



## 第Ⅰ章 事前の危機管理 【備える】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災時等の本校や他校の事例等を踏まえるとともに、日頃から、生徒の個々に応じた継続的な支援や施設・設備等の点検、生徒・保護者・地域・関係諸機関等との連携等を通して、災害発生の予知・予測や事故の未然防止に向けた取り組みを行う。

### 1 防災体制の整備

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるためには、事前の「備え」が極めて重要であり、全ての対応の基本と言っても過言ではない。

#### (1) 校内防災体制の整備

##### ア 防災教育の充実

- ・生徒が地震等による災害から自らの命を守り抜くために必要な事項について理解を深め、周りの状況に応じ、主体的に行動する能力や態度を育てる。
- ・支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする意識を高める。

##### イ 防災管理の徹底と組織活動の活性化

- ・災害発生時における初動体制や教職員の参集体制等の整備
- ・学校の施設・設備等の点検・整備
- ・情報の入手、連絡体制の整備
- ・避難経路・通学路等の点検・整備
- ・家庭・地域等との協力体制の整備
- ・災害発生時に必要となる備品や備蓄の準備
- ・避難所の運営に係る体制の整備

##### ウ 校内防災委員会（校内学校保健安全委員）

校内の防災体制の中心として、学校保健安全委員会の校内委員（下記）により「校内防災委員会」を組織する。本年度の「校内防災委員会」委員一覧は別に示す。

- ・校長 ・教頭 ・事務長 ・保健厚生部長 ・教務部長 ・生徒指導部長
- ・養護教諭 ・教育相談係 ・各学年主任 ・保健体育科主任

なお、毎年度初め等に、保健厚生部から下記の校内防災体制について「校内防災委員会」に提案し、承認・確認を経た後に職員会議において共通理解を図る。

#### <校内防災体制>

- ①全教職員の防災組織及び役割
  - ②教職員の参集体制
  - ③備蓄状況の充実
  - ④防災教育年間計画
  - ⑤避難訓練の充実
  - ⑥教職員の研修の充実
  - ⑦緊急時連絡体制の充実
  - ⑧その他必要な事項
- ①・②・③・④・⑦は年度当初に、⑤・⑥・⑧はその都度示すようにする。

## (2) 情報入手・連絡体制の整備

正確な情報の入手及び伝達は、災害発生時に極めて重要であり、二次災害の防止にもつながることから、日頃から情報の入手方法や伝達方法を整備しておく必要がある。

### ア 情報の入手

- ・ラジオ      ・テレビ      ・携帯ラジオ      ・携帯電話      ・ホームページ
  - ・安否確認システム (※)      ・ワンセグテレビ      ・インターネット掲示板
  - ・SNS      ・行政防災無線      ・FM 等地域コミュニティー放送
- (※) 保護者 (PTA) の承認を得て、今後整備を検討していく必要がある。

### イ 連絡体制 (災害時等で電話・携帯電話の使用に支障の場合)

- ・教育庁、県の機関等との連絡体制  
⇒災害時優先電話：事務室西側机上の電話 (1 回線 (292-6039))
  - ・教職員相互、学校と保護者 (生徒) との連絡体制  
⇒茨城東高ホームページ、安否確認システム (※1)
- (※1) 保護者 (PTA) の承認を得て、今後整備を検討していく必要がある。

### ウ 震災直後の連絡体制

- ・停電による校内放送設備が使用不能の場合  
○ホイッスル、ハンドマイク、トランシーバー (職員室・事務室・体育館に常備)

### 災害用伝言ダイヤル 「171」 (通話料有料) ・「web171」 (<https://www.web171.jp>)

・災害発生時に電話やインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。災害時のスムーズな安否確認の手段として覚えておいてください。

伝言の登録・再生に使用するのは、被災地にある「固定電話の番号」です。日頃から「固定電話の番号」を確認しておくことが大切です。

(災害用伝言ダイヤルは、「171」をダイヤル後、音声案内に従う。)

## (3) 家庭・地域との協力体制の整備

### ア 関係機関等との連携 ※関係機関等の電話番号等一覧

- ・茨城町役場 (029-292-1111 (代), FAX 029-292-6748 (代))  
生活経済部みどり環境課 (240-7135 (直), [midori@town.ibaraki.ibaraki.jp](mailto:midori@town.ibaraki.ibaraki.jp))  
総務企画部総務課 (240-7125 (直), [soumu@town.ibaraki.ibaraki.jp](mailto:soumu@town.ibaraki.ibaraki.jp))  
同 まちづくり推進室 (240-7126 (直), [ibarakit@town.ibaraki.ibaraki.jp](mailto:ibarakit@town.ibaraki.ibaraki.jp))
- ・茨城町教育委員会 (029-240-7121 (直), FAX 029-292-8032)
- ・同 生涯学習課 (029-240-7122 (直), FAX 029-240-7137)
- ・茨城町立図書館 (029-240-7131 (直), FAX 029-240-7132)

- ・水戸警察署（０２９－２３３－０１１０）  
茨城地区交番（小鶴）（０２９－２９１－０１１０）  
小幡駐在所（０２９－２９２－１２２９）
- ・茨城町消防本部（０２９－２９２－１５１５）
- ・学校医：木村朋文（ともふみ）先生（０２９－２９６－６４６４）  
谷口恭亮（きょうすけ）先生（０２９－２９３－７５３１）  
宇佐神正海（うさみまさみ）先生（０２９－２１９－００３３）
- ・学校歯科医：山口悦郎（えつろう）先生（０２９－２９２－０１０７）
- ・学校薬剤師：石井早苗（さなえ）先生（０２９－２９２－２０７４）

## イ 保護者との連携

ひとたび災害が発生してしまうと、通信網の途絶や交通機関の混乱等により、保護者との連絡方法に大きな支障が生ずる。これは、特に、生徒の安全な帰宅（各家庭への「引き渡し」）を実現するためには、大きな障害となる。従って、事前に保護者と協議し、非常時における速やかな対応を整える必要がある。

◎入学時や各年度初めに聞き取り調査を実施し、①・②及び③を確認する。

### ① 非常時における学校と家庭との連絡方法についての確認

- ・携帯電話      ・災害用伝言ダイヤル      ・安否確認システム（今後導入を検討）

### ② 帰宅「引き渡し」方法について、生徒・保護者・学校の共通認識の確認

- ・徒歩・自転車通学者：自宅まで徒歩・自転車で帰宅できるか。
- ・交通機関利用者：運行している場合は、利用して自宅に向かうことができるか。  
運行していない場合はどうするか。
- ・保護者が学校に迎えに来て直接引き渡すのか。等

### ③ 上記の記録（緊急連絡用カード）を各家庭及び学校（担任）が共有する。

（記録様式は別に示す。）

- ・上記の記録は、全教職員が共有できるように保管場所を定めておく。

## ウ P T Aとの協力体制の整備

災害後の学校教育活動の早期再開のためには、P T Aの協力が必要となる場合も考えられるので、事前に理解と協力を得られるよう配慮する。

- ・生徒の安否所在確認                      ・地域の被災状況の把握                      ・通学路等の点検
- ・教科書学用品等の支給調達              ・校内環境整備      等

## エ 地域住民や茨城町等との協力体制の整備

- ・茨城東高は、避難所に指定されている。従って、災害状況によっては、地域住民が避難してくることも考えられることから、地域の理解促進を図るとともに、茨城町や茨城町教育委員会との連携にも心がけるようにする。

## 2 安全点検と安全対策

### (1) 施設設備の安全点検について

#### ア 計画的な安全点検

◎学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に定められている安全点検

#### 学校保健安全法

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

安全点検の種類	時間・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	<b>毎学期 1 回以上</b> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施（当面、衛生委員会の巡視時に実施）	生徒等が使用する施設設備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。（規則 28 条第 1 項）
	<b>毎月 1 回</b> 計画的に、または教職員全員が組織的に実施（当面、衛生委員会の巡視時に実施）	生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場など	明確な規定はないが、上記（規則 28 条第 1 項）に準じる。
臨時の安全点検	<b>必要があるとき</b> ・体育祭、茨東祭等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震などの災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則 28 条第 2 項）
日常の安全点検	<b>毎授業日ごと</b> （週番が実施）	生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない（規則 29 条）

## イ 安全点検内容の再確認

### ①安全点検の視点

施設設備の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎の耐震機能</li> <li>・避難経路・避難場所の妨害物除去と安全確保</li> <li>・防災設備、校内放送設備、ハンドマイク、ラジオ、懐中電灯の整備</li> <li>・備蓄品、災害用品の点検</li> </ul>
防災リテラシー (防災に関する知識能力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の災害についての十分な知識、理解、避難訓練等</li> <li>・適切な災害(被害)情報、発災後の経過情報の収集・伝達能力</li> <li>・管理職等のリーダーシップと災害時の校内組織</li> </ul>
協力体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・教頭と教員間、教員相互間の協力関係</li> <li>・教員と生徒、生徒集団間の関係</li> <li>・地域との協力体制</li> </ul>
非構造部材等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井材(仕上げボード) ・照明器具</li> <li>・窓ガラス ・外壁(外装材) ・収納棚・書棚等の固定</li> </ul>

### ②ライフラインに係る学校施設・設備の安全点検

	連絡先名	TEL
ガス	茨城ガスセンター協同組合 東茨城郡茨城町小堤 1337	029(292)2381
電気	(株)電気管理協会 水戸市住吉町 31-18	029(247)0228
水道	茨城町水道課 茨城町長岡 3924-2	029-292-0235 FAX 029-292-9235

## (2) 通学路等の安全点検と安全対策について

### ア 生徒自身の安全点検と安全対策

◎自分で確認するとともに保護者と相談しておくこと

- ・自転車乗用中・バス乗車中・徒歩など、通学中の場面ごとにおいて、被災した場合の安全確保の方法や安全行動等
- ・通学路における危険個所と避難場所の確認

### イ 生徒・保護者・学校との情報の共有

◎上記アの内容を三者で共有すること

- ・前掲の1(3)イ③「災害時の帰宅方法」の記録用紙「緊急連絡用カード」を活用

(3) 災害発生時に必要となる物品や備蓄について

ア 物品等について

保管場所	必要な物品
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トランシーバー</li> <li>・ ハンドマイク</li> <li>・ 多機能ランタン</li> <li>・ テレビ</li> <li>・ 防災ラジオ (茨城町)</li> <li>・ ヘルメット 軍手</li> <li>・ 非常用ろうそく</li> <li>・ ジェットタオル</li> <li>・ 乾電池</li> <li>・ 茨城東高防災マニュアル</li> <li>・ 生徒居住地域住宅地図</li> <li>・ マスターキー</li> <li>・ 災害時優先電話</li> <li>・ 携帯担架</li> <li>・ 簡易トイレ</li> </ul>
職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トランシーバー</li> <li>・ 多機能ランタン</li> <li>・ 緊急連絡用カード</li> <li>・ 防災ラジオ (茨城町)</li> <li>・ ハンドマイク</li> <li>・ 茨城東高防災マニュアル</li> <li>・ 出席簿</li> <li>・ テレビ</li> <li>・ 生徒居住地域住宅地図</li> </ul>
いばら会館 1階 礼法室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懐中電灯</li> <li>・ ヘルメット</li> <li>・ 多機能ランタン</li> <li>・ 投光機</li> <li>・ 簡易トイレ</li> <li>・ 乾電池</li> <li>・ 携帯担架</li> <li>・ 非常用ろうそく</li> <li>・ 延長コード</li> </ul>
燃料庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機</li> <li>・ ガソリン</li> </ul>

イ 備蓄について (原則として、生徒・教職員のための備蓄とする。)

保管場所	備蓄品
いばら会館 1階 礼法室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルファ米 (100食)</li> <li>・ ブランケット (60枚)</li> <li>・ 乾パン (26枚×70パック)</li> </ul> <p>※飲料水は、受水槽 (容量約40t) から直接利用可能</p>
保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当て用品</li> <li>・ 生活用品 (トイレトペーパー等)</li> <li>・ 担架</li> </ul>

※AED設置場所：職員室及び体育館 (体育職員室)

ウ 避難所・避難場所としての備蓄等について

本校は、茨城町から「避難場所」及び「避難所」に指定されている。避難場所及び避難所としての留意事項等は後述するが、その際に必要な備蓄品等についても、茨城町と協議して事前の備えを図る必要がある。

### 3 避難訓練等の充実

#### (1) 初期対応の避難訓練とその充実

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも、右記の場所に素早く身を寄せて安全を確保することである。

- ・ 上から物が落ちてこない場所
- ・ 横から物が倒れてこない場所
- ・ ものが移動してこない場所

生徒が自らの判断により安全行動ができるようにすることが大切である。

また、地震だけでなく、特に火災を想定した避難訓練を実施し、災害に遭遇した場合でも自ら危険を予測し安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際の訓練を行うようにする。

避難訓練のテーマ及び実施する時期について、原則として下記のように実施するようにする。

**地震を想定した避難訓練：夏季休業前日**  
**火災を想定した避難訓練：冬季休業前（10月ごろ）**

なお、必要に応じて、「不審者対応」「原子力災害」「竜巻や突風」等上記以外のテーマを想定した訓練や、「護身術」「災害用伝言ダイヤル体験」「災害時の下校（引き渡し）訓練」等の訓練内容を絞り込んだ体験活動等の実施も検討する。

また、大震災の場合に、通常の避難経路が破損等により遮断されることも考えられる。本校の本館3階（3-2、2-2）と4階（1-4、2-4）のベランダ及び特別教室棟の3階書道室の廊下には、避難器具（垂直式の救助袋）が設置してある。これを実際に使用した訓練を実施することが望ましいが、少なくとも、これらの避難器具の存在について、機会を捉えて全校生徒への周知を図ることは必要である。

#### (2) 二次対応の避難訓練

二次災害は、地震発生後や暴風雨発生後などに起き、時には思いもよらなかった被害が発生することもある。また、二次災害は、地域性があり、場所や条件により起こりやすさも変わる。茨城東高等学校において考えられる二次災害等を下表にまとめた。

災害の種類	考えられる二次災害や二次的被害	
地震	火災（一酸化炭素中毒を含む）	ガス漏れ・爆発
	倒壊物や落下物等の衝突	ガラス等破損物による受傷
	避難時等での転倒・転落	大洗町等原子力施設事故
	余震・液状化（本校において津波は想定しない）	
	停電・漏電	切れた電線等による感電
	道路や施設破損等による事故	交通渋滞等による交通事故 等
台風・暴風雨	倒壊物や折れた樹木等の衝突	ガラス等破損物による受傷
	切れた電線等による感電	道路の冠水・側溝の濁流
	視界不良による交通事故	等

災害の種類	考えられる二次災害や二次的被害	
竜巻	建物や樹木の倒壊 ガラス等破損物による受傷 視界不良による交通事故 等	風来物等の衝突 切れた電線等による感電
雷・ゲリラ豪雨	落雷による感電 視界不良による交通事故	停電・漏電 道路の冠水・側溝の濁流 等
火災	一酸化炭素中毒 ガス漏れ・爆発	避難時等での転倒・転落 停電・漏電 等

上記のような二次災害に対する注意を喚起し、安全を確保しようとする態度や能力を醸成するための避難訓練の実施も検討する。

### (3) 避難訓練実施上の留意点

本校においては、年間計画上、避難訓練は、夏季休業前及び冬季休業前の2回の実施を基本としている。また、想定も「地震」及び「火災」が基本であり事前に実施することを予告した訓練である。このような形態での避難訓練を実施する際の留意点として次のようなことが考えられる。

#### 【留意点】

- ① 生徒は、小中学校と避難訓練を体験しており、マンネリ化している。しかし、交通安全も同様であるが、指導する教員側が、「繰り返しの指導」の大切さを十分に踏まえて生徒に指導することが大切であること。
- ② 発達段階を踏まえると、青年期にあたる高校生は、健康・安全についてよく理解しようとする態度や能力は十分に期待でき、それは本校生についても十分に当てはまることと考える。避難訓練を実施する意義を十分に理解させ、「自らの身は自ら守り安全に行動できる」ことを基本として指導していくこと。
- ③ 限られた時間や機会の中での避難訓練の実施であることから、想定や二次災害対策、規模、対象生徒、保護者・地域の参加、日程等を考慮し、様々な形態からできる内容を選択するなど、内容の精選化・重点化を図った上で実施すること。
- ④ 避難訓練のまとめとして、最後に生徒へコメントしておくことは、生徒の自己評価の機会を与えると共に、意義を確認する上で重要であること。

#### 【避難訓練終了時のまとめの指導ポイント例】

- ア 避難開始から人員点呼報告終了までの全体の時間を知らせ、コメントする。
- イ 今回の想定（地震・火災）を再確認し、想定に応じた避難行動ができたか。  
⇒「お・か・し・も」の検証（押さない 駆けない 喋らない 戻らない）  
地震は、揺れが収まってから、障害物等に注意して避難。火災は、煙や炎の状況を見極めた避難経路をたどること。  
学校以外の場所（駅やデパートなど人の多くいる場所）でも同様。
- ウ 「落ちてこない 倒れてこない 移動してこない」のキーワード  
⇒地震の時のキーワード ほかの災害時でも応用する。
- エ 「事件・事故は、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得ること。」を強調。  
⇒自分の身は自分で守ること、いつでも安全行動がとれるようにする。

#### （４）避難訓練の見直し

下記の表にある点検項目に沿って避難訓練の評価・見直しを行い、一層効果的な避難訓練の実施に努めるようにする。

##### 【避難訓練を見直す際の点検項目】

避難訓練を学校安全計画に位置づけ、計画的に実施しているか。	
避難訓練の実施に伴い、ホームルーム活動等との関連を持たせ、安全指導の充実を図っているか。	
地震・火災以外の想定での避難訓練を実施する必要はないか。	
避難訓練を実施する時間や場所等の条件を変えて実施する必要はないか。	
避難訓練は、必要に応じて関係機関や地域の協力を得るなど指導の充実に努めているか。	
地震の発生時等における教師の指示や生徒の最初の行動の仕方が明確にされているか。	
特別な支援を必要とする生徒に対して、個別指導を行い避難の方法を定めるなど、安全の確保に努めているか。また、そのことが全教職員の共通理解の下に行われているか。	

#### （５）避難訓練における地域等との連携

##### ア 地域防災訓練への参加

地域との連携を深め、災害時の地域との連携を確認できるなどのことから、地域防災訓練が実施される場合には、できるだけ積極的に参加したい。

また、（前述したが、）本校は避難所・避難場所に指定されていることから、日立市の防災部局との連携は欠かせない。避難所・避難場所運営に関する協力体制の確認が必要である。

## イ 消防署、警察署等との連携

外部講師（火災防災、救急法、不審者対応、交通安全等）、避難訓練に対する指導講評、災害時の連絡・協力要請の事前確認等、特に消防署や警察署の協力が必要な機会が少なくないことから、日頃から連携協力体制を図っておく必要がある。

## 4 防災教育の充実

### (1) 防災教育のねらい・内容

#### 【学校安全と防災教育】

##### 学校安全の3領域

生活安全（日常で起こる事件・事故・犯罪）

交通安全（さまざまな交通場面に起こる危険）

**災害安全**（防災と同義。地震、津波、火山活動、風水（雪）害、火災、原子力災害等）

##### 防災教育のねらい

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- 3 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

（文部科学省『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」平成10年3月より）

#### 【防災教育の主な内容】

##### ア 災害に対する理解

自然災害発生のメカニズム  
地域の自然環境（恩恵と災害）・災害の要因  
過去の災害  
災害時の危険 等

##### イ 災害対応能力

的確な判断と避難行動  
日常の備え  
応急手当 等

##### ウ 災害時の 人としての在り方

生命の大切さ  
思いやり、やさしさの大切さ  
心の健康  
地域社会への貢献  
ボランティア活動への意欲、参加 等

## (2) 「主体的に行動する態度」を育成する防災教育

### 「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を行うための留意点

- ・ 災害に備えるためのハザードマップ（県や市町村等で作成しているもの）等を有効活用し、さらにその想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導する。
- ・ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての知識を身につけるとともに、習得した知識に基づいて、的確に判断し、最善を尽くそうとする態度の育成が必要となる。
- ・ 災害時特有の集団心理によって生じる流言飛語などに惑わされず、落ち着いて、静かに、安全に行動できるようにする。
- ・ 「主体的に行動する態度」をもった生徒が成長し、社旗の一員となり、地域の一人一人が主体的に避難行動に移る姿勢が地域に根付くことを目指す。

## (3) 支援者となる視点からの防災教育

防災教育で一番重要なことは、自らの命を守ることであるが、その後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。

災害時の支援者としての視点に立つ活動となるボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されている。このことは、学校における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

## (4) 茨城東高等学校における防災教育の重点

高等学校では、自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急手当の技能等を身につけ、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにすることが求められる。

このことから本校では、

- ① J R C や生徒会等のボランティア活動について、機会を捉えて生徒全体に周知を図るとともに参加を呼び掛ける
- ② 茨城町消防本部等の協力の下に、心肺蘇生法を中心とした「救急教室」を年間計画に位置づけて実施する  
などを防災教育の重点として位置付ける。

## (5) 防災教育の事例

⇒ 「学校防災に関する手引き」（平成 24 年 4 月 茨城県教育委員会）

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」

（平成 24 年 3 月 文部科学省）

学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』

（平成 22 年 3 月 文部科学省）

「学校における原子力防災マニュアル」（平成 24 年 3 月 茨城県教育委員会）  
などを参考にする。

## 5 教職員研修等の充実

防災教育の充実のためには、防災教育の指導力を向上させる必要がある。下記の事項を参考に研修を進め、全教職員が共通理解・共通認識を持ち指導力の向上を図る。

### 【地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用】

- ・ 学校関係者による東日本大震災等の体験談
- ・ 消防、警察関係者
- ・ 県保健福祉部局職員や保健所職員
- ・ 日立市等の防災部局職員
- ・ 油縄子・成沢地区の防犯サポーター 等

## 第Ⅱ章 発生時の危機管理 【命を守る】

### 発生時の危機管理

災害が発生した場合、生徒の安全の確保を最優先する。このため、全教職員は、生徒の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時別や生徒の発災時の所在別に応じ、的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で生徒を励まし、安心感を与えることが重要である。

#### 1 管理下

### 《生徒の安全確保が最優先》

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を落ち着いて素早く判断する

### 教職員の対処・指導の基準

#### 生徒の安全確保を第一とする

- 1 地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せられるようにする。(非構造部材※)から身を守る)
- 2 お・か・し・も(「押すな」、「かけるな」、「しゃべるな」、「戻るな」)を基本としながら、臨機応変に素早く安全に避難誘導できるよう、単純明快な指示で、生徒を掌握する。
- 3 心身に障害のある生徒の安全確保を優先にする。
- 4 「正常化の偏見」に陥らないよう、状況判断を的確に行い、避難誘導にあたる。
- 5 生徒は、教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、自らの判断で、安全に行動できる能力を培う。

※ 非構造部材：建物そのものではなく、天井材、外装材、照明器具、家具等の総称

### 正常化の偏見

人には、自分の身に迫っている危険を、根拠なく過小評価してしまう性質があると言われています。(正常化の偏見)

「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらします。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始する事が求められます。

児童生徒等の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常化の偏見」や、防災マニュアルの想像以上の災害が起こる可能性を、常に意識することが求められます。

(文部科学省：「学校防災マニュアル作成の手引き」より)

(1) 在校中で発災（地震）した場合の対応

初 期 対 応		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	（・）：予想される生徒の反応 （○）：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し大きく揺れる。</li> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・強い揺れが十秒から数十秒間続く。</li> <li>・蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に安心させるような声をかける。</li> <li>【授業中、昼休みや休み時間、放課後】</li> <li>○教室・特別教室の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り、机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守るよう指示する。</li> <li>・かばん、バッグ等で頭を保護するよう指示する。</li> </ul> </li> <li>○校庭、屋上の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。</li> </ul> </li> <li>○体育館等、広いフロアのある屋内の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れが大きい場合には、屋根や天井の崩落の可能性があるので、壁際まで移動した上で、その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。また、すぐに出入り口の扉を開放する。（出入り口の各扉の状況を把握するなど、迅速な脱出に備えておくこと。）</li> </ul> </li> <li>○廊下、階段の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下：その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する。</li> <li>・階段：手すりにつかまり転落を防止するよう指示する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる</li> <li>・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。</li> <li>・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。</li> <li>・恐怖のため、動けなくなる。</li> <li>○教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</li> </ul>
二 次 対 応		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	（・）：予想される生徒の反応 （○）：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラスの破片の飛散、転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難準備準備中】</li> <li>【授業中、昼休みや休み時間、放課後】</li> <li>○教室・特別教室の場合</li> </ul>	

いつでも、  
「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」  
場所を見つけて身を寄せ  
ることを忘れないこと

倒物、落下物がある。

いつでも、  
「落ちてこない・倒れてこ  
ない・移動してこない」  
場所を見つけて身を寄せ  
ることを忘れないこと

いつでも、  
「落ちてこない・倒れてこ  
ない・移動してこない」  
場所を見つけて身を寄せ  
ることを忘れないこと

- ・勝手な行動をとらせない。
  - ・コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。又はその指示をする。
  - ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。
  - ・負傷者等の有無を確認する。
  - ・負傷者等の救出、救急処置応急手当をする。
  - ・大震災等の場合には、できるだけ迅速に校庭等への避難を指示する。その後に負傷者等の救出・搬送に従事する。余震等による建物の倒壊など、二次災害の危険に十分留意する。
  - ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。
  - ・カバン、バッグ等で頭部を保護するよう指示する。
  - ・校舎内の場合、近くの教職員のいない教室の生徒の安全確保も図る。
  - ・休み時間や放課後の場合には、担任は、原則として担当の教室に行く。廊下・階段にいる教職員は、近くの教室に入り、生徒への指示を行った後に、担当の教室に行く。
- 体育館、校庭、屋上の場合
- ・校庭の場合、液状化していない場所に集め、速やかに整列し、しゃがむように指示した後に、必要に応じて、数人を除いて、担当の教室に行く。
  - ・体育館や屋上の場合、余震等による建物の倒壊や落下等、二次災害の危険に十分留意する。
  - ・冷静な行動と落下物等に注意するよう指導し、手分けして、避難場所の生徒の安全確保と負傷者等の救出・搬送に従事する。

- ・上履きのまま、カバン・バッグ等で頭部を保護し、その他は何も持たないで、校庭への避難に備える。

○教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。

- ・大きな揺れの後で、生徒の心は動揺している。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</li> <li>・避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せている。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【避難要領(男)女台】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の人数を確認し、校庭へ避難を開始する。大震災等の場合には、すぐに避難を開始(避難後に人数を確認)する。</li> <li>・火災や校舎の損壊状況を見極め、避難場所への避難経路を教員相互で確認し、生徒へ指示する。</li> <li>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する複数のクラスが連携して、前後に教職員を配置して避難する。</li> <li>・負傷者、心身に障害のある生徒の保護を優先するよう指示する。</li> <li>・避難誘導の際、火災場所近くや上階層の生徒の避難を優先させる。 なお、大震災等、優先順位よりも脱出可能な者から逃げる必要がある場合もあることを十分認識しておく。</li> <li>・周囲の状況(出火・倒壊・亀裂・出水等)を確かめながら避難する。</li> <li>・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。</li> <li>・多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体安全に十分配慮する。</li> <li>・教職員は、トイレ等に生徒が残っていないかを確認する。(避難場所に集合した後)</li> <li>・人員及び負傷者等を把握して本部へ連絡する。</li> <li>・生徒に対し初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。</li> <li>・学校災害対策本部の各係の行動を開始する。</li> <li>・行方不明者の捜索を行う。</li> <li>・負傷者の応急手当ををする。</li> <li>・被害の規模、児童生徒、教職員、学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校庭への避難開始</li> <li>○「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：押すな 「か」：かけるな 「し」：しゃべるな 「も」：戻るな</li> <li>○本館・特別棟の教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通してグラウンドに避難する。</li> <li>○屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通してグラウンドまで避難する。</li> <li>○体育館の場合：速やかに並びグラウンドへ避難する。</li> <li>○負傷者、心身に障害のある生徒を皆でかばい、助け合う。</li> <li>○グラウンドに集合したら学年、クラスごとに整列する。</li> <li>○腰を降ろして低い姿勢で待機する。</li> <li>○待機中は「お」「し」「も」を守る。 「お」：押すな 「し」：しゃべるな 「も」：戻るな</li> <li>・それに応じた生徒は救護、消火活動等に協力する。</li> </ul>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校体育館は、避難場所及び避難所に指定されているので、避難して来る住民や、生徒を引取りに来る保護者等により、混乱が予想される。</li>   <li>・地震の規模や場所により、茨城県沿岸に大津波が押し寄せ、涸沼川や涸沼にまでも遡上してくる恐れも考えられる。</li> </ul>	<p>校施設・設備等の被災状況を把握し、教育委員会に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助を必要とする児童生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請する。</li> <li>・消防等の救助要請ができない(来ない)ことも考慮し、救命救急法(心肺蘇生法、包帯法、止血法等)等応急手当てを行う。</li> <li>・ラジオ等で情報収集をする。</li> <li>・さらに、避難が必要か判断する。 (二次災害の危険も想定する)</li> <li>・「正常化の偏見」に気をつける。</li> <li>・マニュアルにとらわれず臨機応変な判断と避難に心がける。</li> <li>・必要に応じて、メール配信や学校のホームページへのアップなど、情報発信を行う。</li> <li>・避難者、保護者の対応に当たる。</li> <li>・予め決めてある手順にそって、引き渡し活動を行う。</li> <li>・状況に応じて、可能であれば、駐車場中央部の車両を移動しスペースを空けるようにする。 (緊急車両や保護者送迎車両対応)</li> <li>・帰宅する途中の安全の確保について注意を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎いつでも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せることを忘れないこと。</li> <li>◎川や涸沼を遡上してくる津波も考えられること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が引き取り又は避難して来る。</li>   <li>・保護者の迎えに生徒と保護者等の緊張感が緩む。</li> </ul>
---	---	---

(2) 登下校時に発災(地震)した場合の対応

<b>初 期 対 応</b>		
予想される状況(時系列)	教職員の対応・行動	(・): 予想される生徒の反応 (○): 生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し大きく揺れる。</li> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・強い揺れが十秒から数十秒間続く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途中の場合は、可能な限り茨城東高校へ向かう。</li> <li>・出勤途中で知り得た情報を総括班に報告する。</li> <li>・帰宅途中の場合は、茨城東高校に戻るよう努める。</li> <li>・参集途中で知り得た情報を総括班に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</b>」場所を見つけて身を寄せる。</li> <li>○事前に決めている通学路途中の避難場所、または、誘導された避難場所に避難する。</li> <li>○電車・バス乗用中は、運転手・駅員等の指示に従う。</li> <li>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</li> </ul>
<b>二 次 対 応</b>		
予想される状況(時系列)	教職員の対応・行動	(・): 予想される生徒の反応 (○): 生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。涸沼川・涸沼に遡上の恐れもある。</li> <li>・傾斜地では、崖崩れが発生する。</li> <li>・本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</li> <li>・電車乗用中の場合に、線路の破損やがけ崩れ等による脱線転覆、バス乗用中の場合は、道路の破損や崩壊による転落事故等も予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在校中の教職員は、生徒をグラウンドに避難させる。</li> <li>・人員を点呼する。 それ以降については、在校中の場合と同じ。</li> <li>・学校に来ていない(下校した)生徒の安否確認をする。</li> <li>・県教育委員会(高校教育課)への報告をする。</li> <li>・校内の消火・巡視を行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p><b>※安否確認の目安</b></p> <p>震度5弱以上の場合は、電話連絡や家庭訪問等で安否の確認を行う。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</li> <li>○在校中の生徒は、教職員の指示に従い、行動する。</li> <li>・大きな揺れの後で生徒の心が動揺している。</li> <li>○大きな揺れが収まったら、学校に避難する。又は家に帰る。</li> <li>○すぐに学校又は家に戻れない場合、通学路途上の避難場所または、身の安全を確保できる場所に避難する。自分のいるところについて、保護者または学校に連絡を試みる。</li> <li>○垂れ下がった電線に近付かない。</li> <li>○自分が負傷した場合大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>安否確認の内容(例)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 生徒等及び家族の安否・けがの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等の様子</li> <li>・困っていることや不足している物資</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 居場所(避難先)</p> <p><input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法</p> </div>		

(3) 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災（地震）した場合の対応

<b>初 期 対 応</b>		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	（・）：予想される生徒の反応 （○）：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し、大きく揺れる。</li> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・強い揺れが十秒から数十秒間続く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</b>」場所を見つけて身を寄せるよう指示する。</li> <li>・生徒を安心させるような声をかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</b>」場所を見つけて身を寄せる。</li> <li>○顧問や宿舎のスタッフ等まわりの人の指示にも従う。</li> <li>○電車・バス乗用中は、運転手・駅員等の指示に従う。</li> <li>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</li> </ul>
<b>二 次 対 応</b>		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	（・）：予想される生徒の反応 （○）：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。川等を遡上する恐れもある。</li> <li>・傾斜地では、崖崩れが発生する。</li> <li>・本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ情報を集め、安全の確保を図る。</li> <li>・生徒の安全を確保しだい、人員を点呼し、茨城東高に現状を報告する。</li> <li>・場合によっては、宿泊等の対策を講ずる。（茨城東高へ報告）</li> <li>・生徒の居住地域が被災した場合、生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。</li> <li>・県教育委員会（高校教育課）への報告も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</li> <li>・大きな揺れの後で生徒の心が動揺している。</li> <li>○最寄りの一時集合場所、避難場所に避難する。宿泊中の場合には、宿泊施設のスタッフの指示にも従う。</li> <li>○垂れ下がった電線に近付かない。</li> <li>○自分が負傷した場合大きな声を出して近くの人に助けを求め。</li> </ul>

## 2 管理外

### (1) 休日・夜間等に発災（地震）した場合の対応

初 期 対 応		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	(・)：予想される生徒の反応 (○)：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し、大きく揺れる。</li> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・強い揺れが十秒から数十秒間続く。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</b>」場所を見つけて身を寄せる。</li> <li>○家庭にいる場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と協力し（保護者の責任において）家族全員の安全確保を図る。</li> </ul> </li> </ul>
二 次 対 応		
予想される状況（時系列）	教職員の対応・行動	(・)：予想される生徒の反応 (○)：生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。川等を遡上する恐れもある。</li> <li>・傾斜地では、崖崩れが発生する。</li> <li>・本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。また、津波、崖崩れ、土石流等の発生も懸念される。</li> <li>・特に家庭内では、ガス漏れの危険、停電や断水等への対処も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、可能な限り茨城東高へ参集する。</li> <li>・交通機関の途絶等により、茨城東高に出勤できない場合は、校長（教頭または他の教員も含む）に連絡し指示（相談）に従う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>※安否確認の目安</b></p> <p style="text-align: center;">震度5弱以上の場合は、電話連絡や家庭訪問等で安否の確認を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>安否確認の内容（例）</b></p> <p><input type="checkbox"/>生徒等及び家族の安否・けがの有無</p> <p><input type="checkbox"/>被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等の様子</li> <li>・困っていることや不足している物資</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>居場所（避難先）</p> <p><input type="checkbox"/>今後の連絡先・連絡方法</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</li> <li>・「<b>落ちてこない、倒れてこない、移動してこない</b>」場所を見つけて身を寄せる。</li> <li>・大きな揺れの後で生徒の心が動揺している。</li> <li>○わが身・家族の安全を確認した生徒は、必要や状況に応じて地域の人々と協力し助け合う。</li> </ul>

### 3 発生時の危機管理における留意点

#### (1) 災害が発生した場合の対応

留意点	<p>◎生徒の安全確保が最優先である。</p> <p>◎学校防災計画の役割分担を基本とするが、時と場所に応じて行動する。</p> <p>◎大震災等重大な災害の場合は、下記の二次災害・二次的被害を想定する。</p> <p>◎茨城東高校内の避難場所は、下記を基本とする。</p>
-----	---

災害の種類	考えられる二次災害や二次的被害
地震	火災（一酸化炭素中毒を含む） ガス漏れ・爆発 倒壊物や落下物等の衝突 ガラス等破損物による受傷 避難時等での転倒・転落 東海村等原子力施設事故 余震・液状化（津波の遡上は想定しておく） 停電・漏電 切れた電線等による感電 道路や施設破損等による事故 交通渋滞等による交通事故 等
台風・暴風雨	倒壊物や折れた樹木等の衝突 ガラス等破損物による受傷 切れた電線等による感電 道路の冠水・側溝の濁流 視界不良による交通事故 等
竜巻	建物や樹木の倒壊 風来物等の衝突 ガラス等破損物による受傷 切れた電線等による感電 視界不良による交通事故 等
雷・ゲリラ豪雨	落雷による感電 停電・漏電 視界不良による交通事故 道路の冠水・側溝の濁流 等
火災	一酸化炭素中毒 避難時等での転倒・転落 ガス漏れ・爆発 停電・漏電 等

災害の種類	避難場所
地震・火災	グラウンド（建物の倒壊の危険がない場所）
台風・暴風雨・ 竜巻・雷等	本館・特別教室棟内等（頑丈な建物）
原子力災害 （屋内退避）	本館・特別教室棟内（部屋の窓・カーテンを閉め、換気扇等は切る） できるだけ低層階が望ましい

(2) 災害発生時における防災体制

ア 校内防災体制（防災組織）及び役割

業 務	役 割	準 備 物	災 害 発 生 時 ～ 1 日	2 日 ～ 3 日
対策本部 総括班（校長、教頭、事務長、教務主、保健主、生指主、渉外長、年次主任）	各班との連絡調整 非常用持ち出し書類の搬出保管 校内の被災状況確認 記録日誌・報告書作成 校内放送等による連絡指示 応急対策の決定 茨城町対策本部との連絡 報道機関への連絡対応 PTA との連絡調整 情報収集	防災マニュアル 学校敷地図 防災ラジオ ハンドマイク 多機能ランタン等 記録日誌 トランシーバー 携帯電話 発電機・投光器 パソコン・印刷機	外部からの問い合わせ対応 関係機関へ被災状況報告 教職員の体制指示 教職員の配置検討 関係機関、茨城町等からの情報入手 避難住民等の受け入れ（体育館・いばら会館）	外部からの問い合わせ対応 避難場所の確定 外部ボランティア受入 連絡調整
安否確認 （年次主任を中心に各年次で）	生徒等及び教職員の安否確認 負傷者の把握 下校指導及び待機生徒等の把握 行方不明の生徒・教職員を本部に報告 情報収集	クラスの出席簿 行方不明者の記録用紙（クラス名表・職員名簿等） 緊急連絡用カード	安全な場所への誘導 家庭への安全下校指導 待機場所の確保 出勤者確認 生徒の安否確認 生徒の家庭の安否確認 教職員と家族の安否確認 情報の収集	対策本部へ外部からの安否問い合わせに対する情報提供
安全点検 （各年次及び事務職）	初期消火 避難、救助活動等の支援 被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度の調査、本部への連絡、電気、ガス、水道、電話の被害確認） 校内建物の安全点検 近隣の危険箇所の巡視 二次被害の防止 情報収集	消火器 防災ラジオ 手袋（軍手等） 被害等記録用紙	消火活動 本館・特別棟の被害状況を 確認 電話・FAX、パソコン使用確認 電気ガス水道の状況確認 備蓄庫備蓄品の確認 校内のカギの確保 情報の収集	備蓄品の搬出 必要物品等の確保 地域の被害状況の確認 被災状況確認
応急復旧 （対策本部総括班の主導で全員で）	被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理・立ち入り禁止措置 危険箇所の表示 避難場所の安全確認	被害調査記録用紙 ヘルメット 構内図 ロープ 標識 バリケード等	校長室・事務室・職員室等の転倒備品等の復旧 教職員の活動場所の確保	トイレの汚物処理と清掃 プール水の利用 ゴミの処理
救護 （男性教職員を中心に）	児童生徒等及び教職員の救出・救命 負傷者や危険箇所等の確認 負傷者の搬出 校内施設のチェック	防災マスク ヘルメット 軍手・手袋等のこぎり・斧 トランシーバー 携帯担架 A E D	救助活動 近隣被災者の救助活動 学校施設危険箇所の応急処置	必要備品の調達 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置
救急医療	養護教諭及び救命救急経験者で構成 学校三師との連携 医師等の確保・手当備品の確認 負傷者の保護・応急手当 関係医療機関との連携	応急手当での備品 携帯担架・毛布等 水 A E D	応急手当での備品確保 負傷者対応	救護所の設置対応 近隣医療機関との連携による救護活動
避難所協力	茨城町と連携した避難所の運営管理・支援	マスターキー バリケード 防災ラジオ ロープ・テープ 校内配置図 避難者への指示（文書・張り紙）	避難所開設準備 避難所（体育館・いばら会館）および立ち入り禁止区域（学校機能確保）の確認 地域の代表者・茨城町職員・学校との共通理解	救援物資の受領、仕分け、配付、管理 避難者に必要な物資の調達

イ 情報連絡活動

必要とする情報項目及び収集・提供手段の例		
情報項目	収集手段	提供手段
1 災害発生状況（余震、津波、崖崩れ、火災等、土石流等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関（ラジオ）</li> <li>・インターネット</li> <li>・防災無線</li> <li>・災害対策担当部局からの情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を通じて行う。</li> <li>・掲示板等に表示する。</li> </ul>
2 被災、被害の状況（児童生徒、教職員、学校施設、学校周辺、通学路等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視、徒歩</li> <li>・保護者からの情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者からの文書報告</li> </ul>
3 ライフライン、交通機関等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関（ラジオ）</li> <li>・インターネット</li> <li>・災害対策担当部局からの情報</li> <li>・その他の情報収集手段</li> <li>・アマチュア無線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を通じて行う</li> <li>・掲示板等に表示する</li> </ul>
4 児童生徒の安否・避難状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視</li> <li>・災害対策担当部局からの情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板等に表示する。</li> <li>・文書報告</li> </ul>

※教育委員会（保健体育課）が整備するメール一斉送信システムの活用も含める。

地震報告の基準（目安）				
震度	報告の有無	発生時間	報告の基準	報告先
1～3	無			
4	有	勤務時間	怪我の有無、施設設備の破損状況	教育委員会
		勤務時間外	一番近い勤務日の朝、施設設備の破損状況	
5弱～ 5強	有	勤務時間	怪我の有無、施設設備の破損状況	教育委員会
		勤務時間外	翌日の午前9時まで、施設設備の破損状況	
6弱 以上	有	勤務時間	怪我の有無、施設設備の破損状況	教育委員会
		勤務時間外	できるだけ早急に施設設備の破損状況	







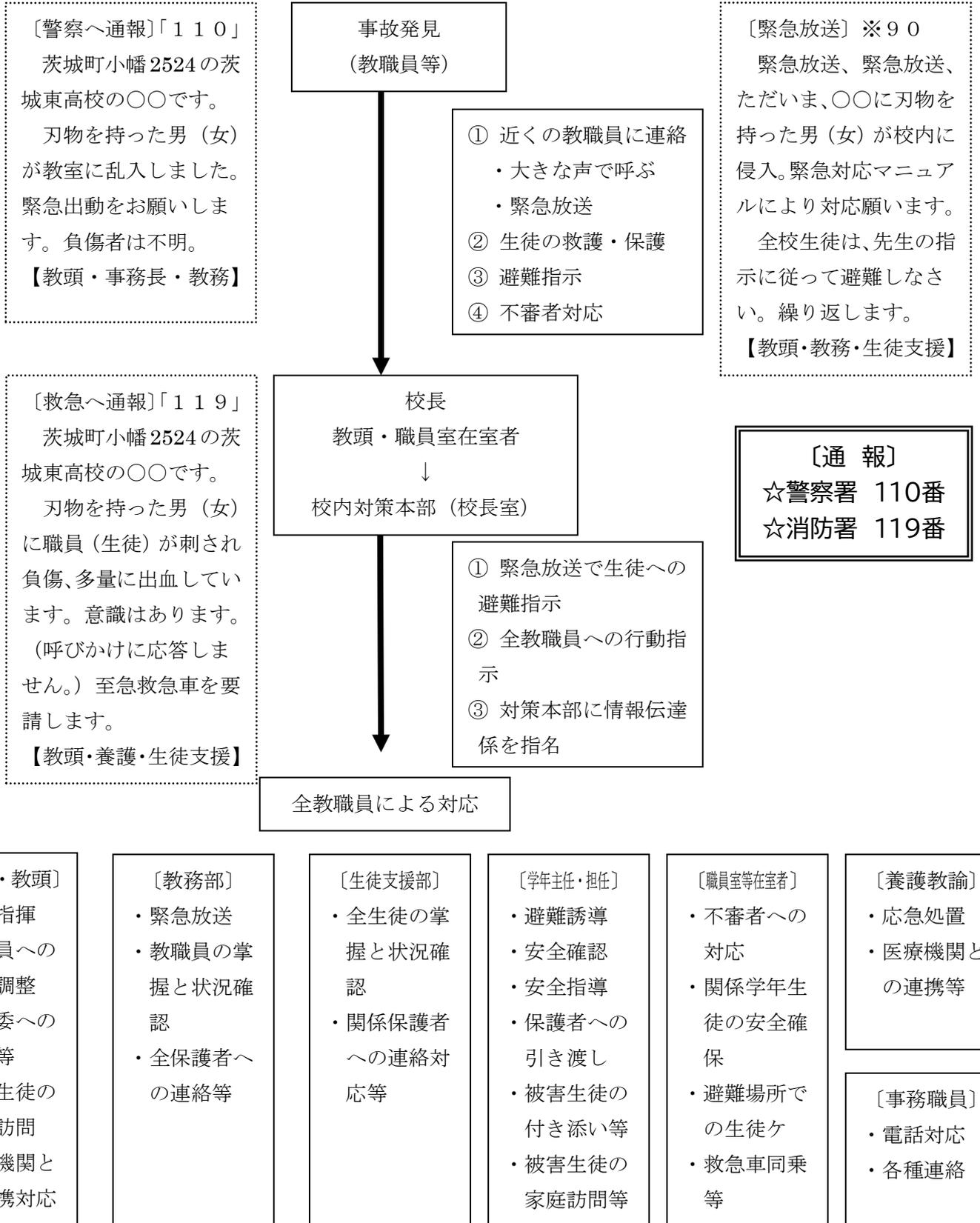
本館4階

月 日 時 分～ 時 分				担当者氏名					
点検場所	異常の有無	点 検 項 目							
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況	特記事項	
2の2	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
2の1	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
準備室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
多目的室7	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
1の1	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
1の2	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
多目的室8	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
多目的室9	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
西側男子トイレ	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
西側女子トイレ	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
東側男子トイレ	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
東側女子トイレ	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

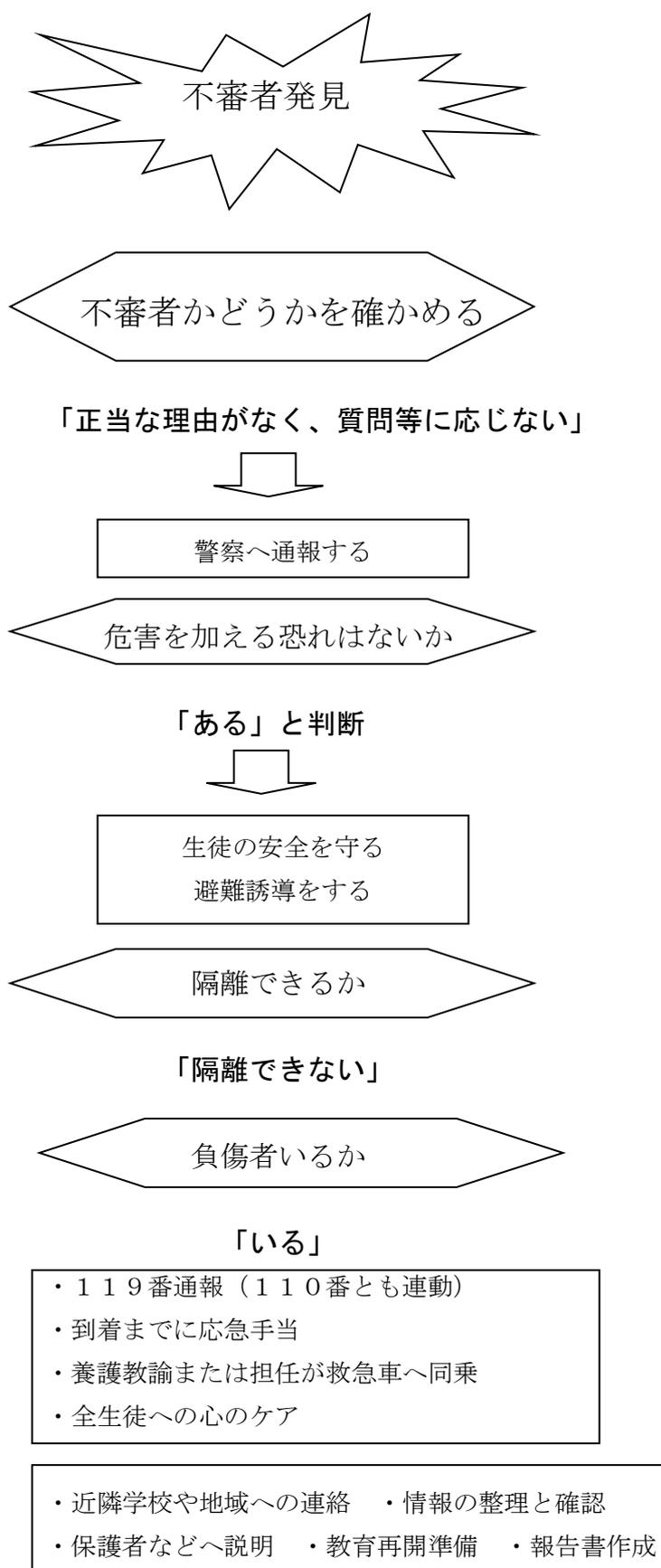
※特別教室棟についてもこれに準じる

# 第三章 不審者侵入

## 1 不審者侵入対応



## 2 教職員緊急マニュアル（不審者）



- ・ 生徒からの通報
- ・ 事務関係職員等から通報
- ・ 教職員が発見
- ・ 授業時等に発見
- ・ 他の職員に声掛けをする。
- ・ 声をかける※来客用の名札の有無を確認  
「何かご用ですか」「どちら様ですか」等
- ・ 訪問用件や名前を聞き取る
- ・ 相手から2mくらい離れて丁寧に対応

### ☆110番通報

「茨城町小幡2524にある茨城東高校です。ただいま不審者が学校敷地内（校内）に侵入しました。すぐに来てください。」等

- ・ 危険物の所持（刃物など）
- ・ 荷物（異常な膨らみ）
- ・ 言動で判断

### ☆教職員への緊急連絡

緊急放送「※90」

〔生徒の安全確保と避難〕

- ・ 複数の教職員で対応
- ・ 防御  
〈応援を求める〉大声や校内放送で伝える  
〈移動を阻止〉さすまた、清掃用具、椅子
- ・ 生徒の掌握と安全確保  
〈授業内〉授業担当者が守る  
〈授業外〉担任・近くの教職員が守る
- ・ 避難誘導する  
教室で待機  
体育館へ避難、火災時の避難場所へ避難

### 3 具体的な配慮すべき事項

#### (1) 3段階のチェック

- ①生徒登校後から放課後まで校門の門扉を閉めておき、防犯カメラでチェックする。
- ②外部からの来校者の受付は事務室とし、受付で来校時間と記名をしてもらい、来校者用名札を身に付けてもらう。**☆来客用名札がない者は原則、不審者として扱う。**
- ③外部からの来校者があった場合は、事務室で受付後、事務職員が担当部署（教員）を内線で呼び出し、事務室前で対応する。外部者との対応は、原則的に本館1階の応接室でおこなう。求人等を内容とする企業の来校は、本館2階の進路指導室で対応する。

※外部からの来校者の対応として、自由に学校敷地内を歩かせることがないよう移動する場合は、本校の教職員がその場まで案内する。なお、保護者及び卒業生（同窓会）も外部来校者と同様の扱いとする。

#### (2) 不審者の発見

##### ①生徒からの情報

生徒から「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、確認する。

##### ②教職員等が発見

「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、確認する。

☆携帯電話または近くの教職員等を介して職員室に通報するとともに生徒の安全を確保する。

#### (3) 不審者の認識

声かけにより不審者に認識をする。（人権にはくれぐれも配慮する。）

生徒からの情報の場合は、教職員が複数で駆けつけ、不審者との対応をする。

「どちら様ですか。」「何かご用ですか。」など丁寧に訪問用件を尋ねる。

管理職や教職員（職員室在室）への連絡がすぐにはできるよう、携帯電話を所持する。

#### (4) 不審者への対応について

##### ① 不審者への直接対応

ア 複数の教職員でおこない、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。刺激せずに落ち着いて話しかける。

イ 直ちに学校外に退去するよう促す。応じないときは、警察が来るまで生徒に近づけないよう時間を確保する。

ウ 危険物を所持している場合は、警察に通報するとともに、校内放送等で生徒に緊急放送「※90」をする。机、椅子、清掃用具（ほうき、モップ）、さすまた等を使い、距離をおいて対応し時間を確保する。

##### ② 不審者の侵入を知らせる放送

ア 緊急連絡先を確認

イ 生徒については放送によって教室又は安全な場所へ誘導する。

③ 生徒を安全な場所に誘導する放送

ア 場所を指示し、落ち着いて速やかに移動させる。

「〇〇（1階の生徒昇降口など）のあたりで不審者が侵入しました。教室やトイレなど、鍵のかかる場所に避難してください。落ち着いて行動してください。」

イ 避難場所での人員を確認し、入り口等を巡回して安全の確保に努める。

④ 授業中の場合

ア トイレや保健室等に行っている生徒がいないかどうか確認する。全員そろっているか。教室の西側扉の内鍵を廊下側の生徒に締めさせ、授業担当者は東側の扉の外鍵を廊下側から施錠する。その際、廊下で学年関係教職員及び他の教職員と不審者対応に備える。

イ 所在の不明な生徒については、職員室に連絡し、情報を集約する。

ウ 授業中の教員は、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定しながら、生徒にも説明をした上で待機し、放送での指示を待つ。

⑤ 休み時間の場合

ア 放送ですべての生徒に教室または安全な場所に移動するよう指示した後、担任は人員確認をおこなう。

イ 担任は不審者にいる場所から、安全な避難ルートを想定しながら、生徒にも説明するとともに放送での指示を待つ。

(5) 不審者の行動による対応

① 負傷者がでた場合

ア 応急措置を施し、救急車で搬送する場合は、教職員が随行するとともに、保護者へ連絡する。

イ 救急車で搬送しない場合であっても負傷した生徒の保護者に連絡する。

② その他の生徒への対応

ア 県教育委員会と協議の上、生徒の下校についての判断をする。

**県教育委員会連絡先**

高校教育課： 029-301-5245 / 029-301-5265

生徒支援・いじめ対策推進担当：029-301-5262

イ 保護者への連絡（緊急情報メール・緊急連絡掲示板等）

ウ スクールバス等での下校時の安全確保

エ 生徒の引き渡し、学校待機生徒の対応

(6) 事件後の対応

ア 県教育委員会高校教育課と協議の上、保護者に対して説明会を開催し説明する。

イ 事件の経過やその後の学校の方針を示す。

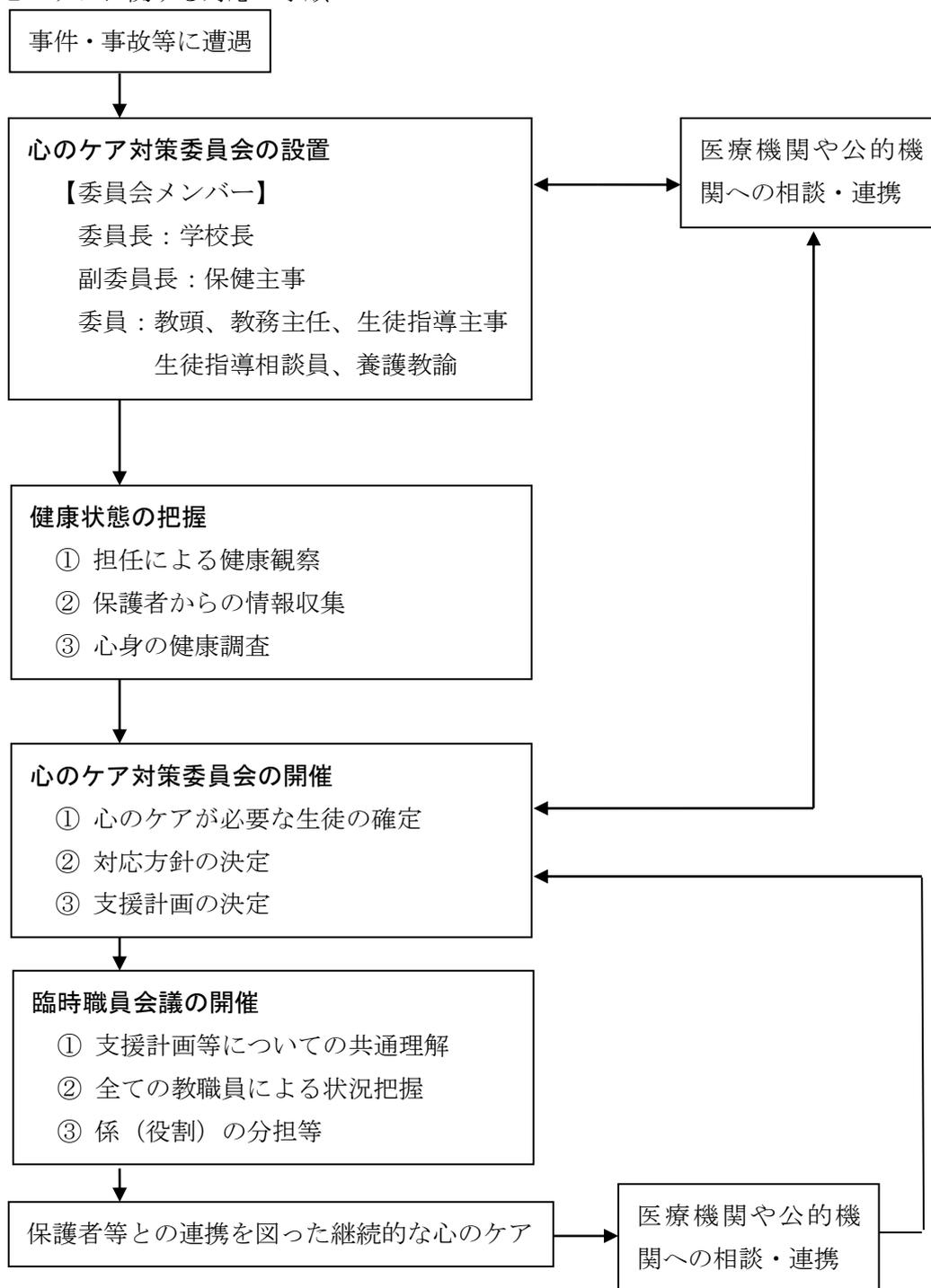
ウ 警察や保護者及び地域の関係者への巡回の要請をおこない、必要に応じてカウンセラーなど専門家の要請を検討する。

【緊急事態発生時関係機関連絡先一覧】

NO	機関名	電話番号(FAX)
1	警察署 ※小幡交番にこだわらない。	110
2	消防署（負傷者発生時、放火等）	119
3	県教育委員会※管理職が連絡 E-mail:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp	029-301-5245 (FAX:029-310-5269)
4	茨城町教育委員会	029-240-7121 (FAX:029-292-8032)
5	日新警備※学校警備会社	029-300-3511
6	きむら内科クリニック（学校医）	029-246-6464

4 心のケア

(1) 心のケアに関する対応の手順



## 5 日常における安全確保対策

### (1) 来訪者の確認

学校の出入り口は、正門・通用門となっている。しかし、田畑や山林に囲まれている環境から学校の敷地にはどこからも侵入が可能である。校内への出入り口としては、生徒昇降口、職員玄関、本館1階西口（体育館へ向かう通路）、本館1階南口（特別棟へ向かう通路）、特別棟1階北口（本館に向かう通路）であり、職員玄関以外は校内への出入りに気づきにくい。

原則として、来訪者は職員玄関を利用することになり、事務室で名簿に記帳したうえで事務職員に用件を伝え、関係する教職員に内線で連絡する。校内を移動する場合は「来校者証」を首にかけ、誘導には関係職員が付き添いをするため、行動を規制と掌握をする。なお、生徒登校後は正門の門扉を閉じ、放課後まで開放しない。

### (2) 校内巡視体制

各教職員が生徒指導を兼ねて校内の様子に気をつけながら校内巡視をする。特に本館1階や体育館及び合宿所付近へは注意する。万が一、来校者証を所持せずに自由に行動しているような訪問者には必ず声かけをして事務室での受付を要請する。

#### ○防犯カメラの設置

正門、生徒昇降口

### (3) 登下校時における安全確保

- ア 保護者等と取り決めた通学路による登下校の指導
- イ 携帯電話等電子機器の有効活用
- ウ 朝の立哨指導
- エ 不審者と接触または遭遇した場合の報告
- オ 教職員などによる巡回

### (4) 校外学習や学校行事等における安全確保

校外学習において生徒の安全確保について十分配慮した計画を立てる。

### (5) 学校外から不審者情報が入った場合の対応

- ① 不審者情報の入手  
どこからの情報か、時間、場所、状況等を整理
- ② 情報の確認  
警察、県教育委員会、他の学校（小中学校を含む）と連携した情報交換

### (6) 学校の対応

- ① 緊急対応、協議（情報交換、状況判断、教職員の召集、状況への共通認識、統一した対応）
- ② 協力要請（警察、県教育委員会、関係機関等）
- ③ 下校指導（下校手段や時間の検討、校内待機時の対応等）
- ④ 保護者連絡、生徒の引き渡し（配信メール、生徒個人調査資料）

## 第Ⅳ章 事後の危機管理 【立て直す】

- ◎茨城東高等学校災害対策本部は、災害発生後、その被害状況を踏まえ、校長の判断により設置される。校長をはじめ、全教職員で構成し、校内における生徒の安全の確保に努める。
- ◎また、災害後、本校ができるだけ早く機能を取り戻すことができるよう配慮すること。

### 1 茨城東高等学校災害対策本部（防災組織）の設置

※「第Ⅱ章 発生時の危機管理 3 発生時の危機管理における留意点 (2)ア参照」

#### (1) 茨城東高等学校災害対策本部（防災組織）(○は班長)

本部長 (校長)	対策本部	総括班	校長、○教頭、事務長、教務主、保健主、生指主、渉外長、年次主
		安否確認・避難誘導班	年次主任、各年次担任、○3年次主任
		安全点検・消火班	○教頭、事務長、各年次2名、事務1名
		応急復旧班	総括班、全員、○事務長
		救護班	教頭、事務長、○体育主任、男子職員
		救急医療班	教頭、事務長、○養教、女子職員
		避難所協力班	教頭、事務長、○渉外長、学年付き

※災害発生直後から、引き続いて業務を遂行していく。

#### (2) 茨城東高等学校災害対策本部の各班とその役割

総括班	<p>各班との連携のもと、被災直後から引き続き次の業務を遂行していく。</p> <p>①校内の被災状況の把握</p> <p>②茨城県・茨城町等の災害対策担当部局、県教育庁、茨城町教委等との連絡。</p> <p>③生徒・教職員の安全確保・避難所運営に必要な業務に関する各班連絡調整。</p> <p style="padding-left: 20px;">○被害状況等に応じた第二次避難場所への避難指示 ○応急対策の決定</p> <p style="padding-left: 20px;">○情報の収集及び適切な発信 ○茨城東高校としての機能管理等</p>
避難誘導班・安否確認	<p>地震災害の場合、地震の揺れが収まった直後直ちに活動を開始する。</p> <p>総括班への報告、救急医療班・救護班との連携が重要である。</p> <p>○生徒・教職員の安否確認及びその記録（緊急連絡用カード）</p> <p>○負傷者の有無及びその規模の推定</p> <p>○場の状況に応じた避難誘導</p> <p>○保護者への生徒引き渡し及びその記録（緊急連絡用カード）</p> <p>○発生時間帯により生徒・教職員の家族の被災状況や安否確認の必要もある</p>

・安全点検 消火班	○校内巡視    ○近隣学校周辺巡視    ○被害状況の安全点検及び確認 ○第二次避難場所及び避難経路の確保    ○出火防止    ○初期消火活動 ○二次災害等の危険防止に必要な措置
救護班	下記の状況等に巻き込まれた生徒・教職員の救出・救命にあたる。 ○建物被害（落下物衝突、下敷き、生埋め、転落等） ○備品等の転倒    ○避難時等の転倒・転落等
救急医療班	救護班・安否確認避難誘導班と密接に連携する。 ○負傷者の保護（校内の生徒教職員、近隣から搬送の負傷者等） ○専門医療機関・病院・非常救護所等との連携
応急復旧班	○校内応急復旧に必要な機器材、生徒の食料、寝具等の調達及び管理 ○学校再開に必要な物品確認・調達・管理 ○教科書類、学用品等を滅失した生徒等への対応
避難所支援班	○茨城東高校が避難所として安全・円滑に運営されるための措置 ○避難所の保健衛生管理 ○避難住民等のための飲料水、食料、その他救援物資の受け入れ・管理 ○ボランティアの受け入れ・コーディネート等

## ◎茨城東高等学校災害本部の応急的な対応

災害発生の時間帯によっては全ての教職員が参集できる状況にない場合がある。中には、担当者が不在の班が機能しない可能性もある。対応可能な教職員で、被害の状況等に応じて柔軟に対応することが必要である。各教職員は、あらかじめ、災害発生時に茨城東高等学校で対応できる状況にある教職員だけで、応急的な災害本部としての対応も想定しておくことが大切である。

## 2 帰宅・引き渡し（待機）

### (1) 生徒の帰宅方法、帰宅が困難な生徒の保護体制

在校中や登下校時など生徒が学校にいるときに発災した場合、校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、生徒を校内の安全な場所に一時待機させる。安全確認ができた場合または安全確実に保護者等への引き渡しができる場合には、引き渡し帰宅させる。保護者等への引き渡しについては、学校又は避難場所で行う。

#### 【通学路、通学経路の安全確認】

校長は、まず、通学路の安全確認を行うよう教職員に指示する。安全確認は、茨城町及び周辺市町村の状況、国道6号等主要道路の状況、公共交通機関の状況等について、電話、

インターネット、防災ラジオ放送等により情報を収集し、通学路等の状況を把握する。

知り得た情報は、全ての教職員及び生徒並びに迎えに来た保護者等、全ての学校関係者で十分に共有できるよう配慮する。

## (2) 生徒の帰宅、引き渡し及び待機

災害発生後、生徒を帰宅又は保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、生徒の安全を確認したのち、下記事項に配慮して行う。なお、学校で把握した道路状況等の情報や保護者等からの情報等の交換・共有に十分配慮する。

### ①帰宅させる場合について

周辺通学路、茨城町及び周辺市町村の道路状況等を把握し、徒歩又は自転車で自宅まで帰宅できる生徒については、帰宅させる。

集中豪雨など、道路状況や山崩れ・河川の氾濫など状況の急変が予想される場合は、安全が確認できるまで学校内で待機させる措置も考慮する。

### ②保護者に引き渡す場合について

迎えに来た保護者に生徒を引き渡す場合は、保護者・生徒とも十分確認し、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り、引き渡しを行う。